



県章

山形県公報

平成16年6月29日(火)

第1554号

毎週火・金曜日発行

目次

規 則

山形県道路占用規則の一部を改正する規則.....(交通基盤課)...809

告 示

指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止.....(庄内総合支庁福祉課)...810

指定居宅介護支援事業者の指定に係る事業の廃止.....(同)...同

山形県亜炭鉱害復旧事業費補助金交付規程の廃止.....(産業政策課)...同

土地改良区の役員の就任の届出.....(村山総合支庁農村計画課)...同

重要国際埠頭施設の前面の泊地における制限区域の設定.....(交通基盤課)...811

電線共同溝を整備すべき道路の指定.....(同)...813

同.....(同)...同

道路の区域の変更.....(庄内総合支庁建設総務課)...同

一般国道の供用の開始.....(村山総合支庁建設総務課)...同

一級河川最上川水系貝生川の廃川敷地等の公示.....(河川砂防課)...814

人事委員会関係

規 則

山形県人事委員会規則4-5(公益法人等への職員等の派遣等に関する規則)の一部を改正する規則.....同

公 告

平成16年度毒物劇物取扱者試験の実施.....(保健業務課)...同

正 誤

規 則

山形県道路占用規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年6月29日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県規則第55号

山形県道路占用規則の一部を改正する規則

山形県道路占用規則(昭和30年8月県規則第36号)の一部を次のように改正する。

第11条第1項第2号中「第12条第1項」を「第120条第1項」に、「第1種電気通信事業者」を「認定電気通信事業者」に、「各戸引込電線」を「各戸引込電線(認定電気通信業者が設けるものにあつては、同項に規定する認定電気通信事業(以下「認定電気通信事業」という。)の用に供するものに限る。)」に改め、同項第4号中「第1種電気通信事業者が設けるもの」を「認定電気通信事業者が設けるもので、認定電気通信事業の用に供するもの」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

山形県告示第702号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成16年6月29日

山形県知事 高 橋 和 雄

指定居宅サービス事業者の名称及び所在地	事業所の名称及び所在地	居宅サービスの種類	廃止年月日
八幡町 飽海郡八幡町小泉字前田37番地	老人訪問看護やわたステーション 飽海郡八幡町小泉字前田37番地	訪 問 看 護	平成16. 3.31

山形県告示第703号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成16年6月29日

山形県知事 高 橋 和 雄

指定居宅介護支援事業者の名称及び所在地	事業所の名称及び所在地	廃止年月日
八幡町 飽海郡八幡町小泉字前田37番地	老人訪問看護やわたステーション 飽海郡八幡町小泉字前田37番地	平成16. 3.31

山形県告示第704号

山形県亜炭鉱害復旧事業費補助金交付規程を廃止する規程を次のように定める。

平成16年6月29日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県亜炭鉱害復旧事業費補助金交付規程を廃止する規程

山形県亜炭鉱害復旧事業費補助金交付規程（昭和48年1月県告示第25号）は、廃止する。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

山形県告示第705号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、村山東根土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成16年6月29日

山形県知事 高 橋 和 雄

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	板 垣 誠	村山市大字名取881番地の内第1号
同	太 田 洋 一	同 大淀20番地

同	近藤勝美	同	士生田692番地の3
同	森芳憲	同	2180番地
同	松田健一	同	本飯田1604番地

山形県告示第706号

国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成16年法律第31号）第37条の規定により、重要国際埠頭施設の前面の泊地における制限区域を次のとおり設定し、平成16年7月1日から施行する。

平成16年6月29日

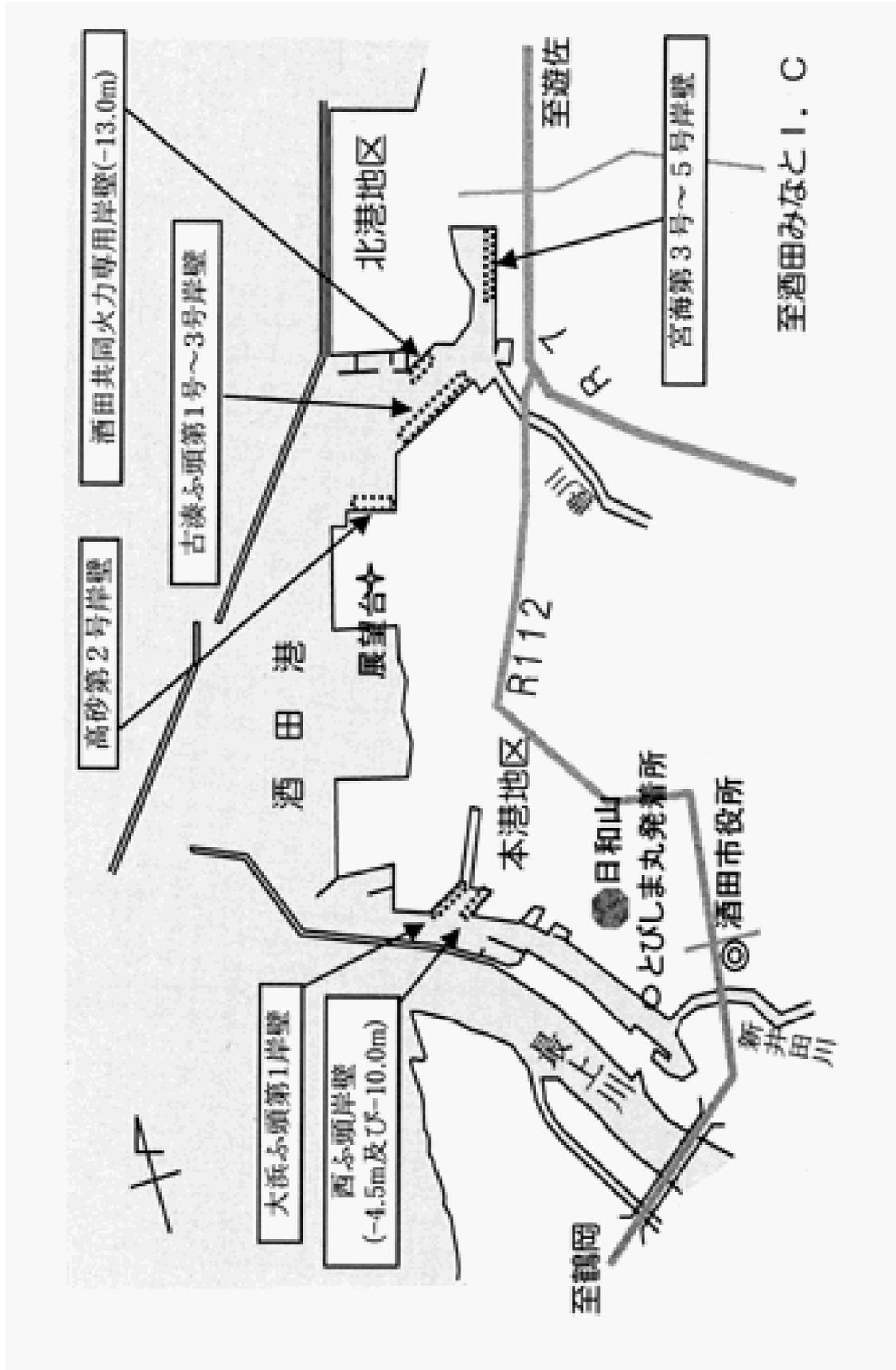
山形県知事 高橋和雄

1 酒田港本港地区

- (1) 大浜ふ頭第1岸壁から海に向かって垂直に50メートルの範囲の水域
- (2) 西ふ頭岸壁（水深が4.5メートル及び10メートルのものに限る。）から海に向かって垂直に50メートルの範囲の水域

2 酒田港北港地区

- (1) 古湊ふ頭第1号岸壁から海に向かって垂直に60メートルの範囲の水域
- (2) 古湊ふ頭第2号岸壁から海に向かって垂直に60メートルの範囲の水域
- (3) 古湊ふ頭第3号岸壁から海に向かって垂直に60メートルの範囲の水域
- (4) 酒田共同火力専用岸壁（水深が13メートルのものに限る。）から海に向かって垂直に70メートルの範囲の水域
- (5) 宮海第5号岸壁から海に向かって垂直に60メートルの範囲の水域
- (6) 宮海第4号岸壁から海に向かって垂直に60メートルの範囲の水域
- (7) 宮海第3号岸壁から海に向かって垂直に60メートルの範囲の水域
- (8) 高砂第2号岸壁から海に向かって垂直に70メートルの範囲の水域



山形県告示第707号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路の部分を次のとおり指定した。

なお、関係図面は、土木部交通基盤課において平成16年6月29日から同年7月12日まで縦覧に供する。

平成16年6月29日

山形県知事 高橋和雄

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 112号
- 3 指定した道路の部分の区間 酒田市入船町10番167から
同 山居町二丁目52番178まで（上り線に限る。）
- 4 指定年月日 平成16年6月29日

山形県告示第708号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路の部分を次のとおり指定した。

なお、関係図面は、土木部交通基盤課において平成16年6月29日から同年7月12日まで縦覧に供する。

平成16年6月29日

山形県知事 高橋和雄

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 皿沼河北線
- 3 指定した道路の部分の区間 寒河江市本町一丁目475番1から
同 二丁目106番1まで（上り線に限る。）
寒河江市幸町466番から
同 本町一丁目475番まで（上り線に限る。）
- 4 指定年月日 平成16年6月29日

山形県告示第709号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成16年6月29日から同年7月12日まで縦覧に供する。

平成16年6月29日

山形県知事 高橋和雄

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 藤島由良線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
鶴岡市大字播磨字上堤131番から		旧	55.0メートル	235メートル
同 字相生261番まで			18.0	
同	上	新	25.0メートル 16.2	同上

山形県告示第710号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成16年6月29日から同年7月12日まで縦覧に供する。

平成16年6月29日

山形県知事 高橋和雄

- 1 路線名 458号

- 2 供用開始の区間 山形市大字谷柏元下谷柏字上ノ山2038番11から
上山市久保手字久保手3769番6まで
- 3 供用開始の期日 平成16年6月30日

山形県告示第711号

河川区域の変更等により、次のとおり廃川敷地等が生じた。

なお、関係図面は、土木部河川砂防課及び置賜総合支庁建設部西置賜総務建築課において縦覧に供する。

平成16年6月29日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 河川の名称
一級河川最上川水系貝生川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日
平成16年6月23日
- 3 廃川敷地等の位置
西置賜郡白鷹町大字荒砥乙字山崎1514番1地先
- 4 廃川敷地等の種類及び数量
土地 69.07㎡

人事委員会関係

規 則

山形県人事委員会規則4-5（公益法人等への職員等の派遣等に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年6月29日

山形県人事委員会
委員長 古 澤 茂 堂

第2条第10号を次のとおり改める。

- (10) 独立行政法人都市再生機構

附 則

この規則は、平成16年7月1日から施行する。

公 告

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号の規定により毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

平成16年6月29日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 試験の日時及び場所

日	時	場	所
平成16年8月27日(金)	午前10時30分から12時まで	山形市香澄町三丁目4番5号	山形国際ホテル

- 2 試験の種類

- (1) 一般毒物劇物取扱者試験
(2) 農業用品目毒物劇物取扱者試験

(3) 特定品目毒物劇物取扱者試験

3 受験手続

受験願書を平成16年7月2日(金)から同月23日(金)までの間に山形市松波二丁目8番1号健康福祉部保健業務課に提出すること(郵送による提出の場合は簡易書留とし、平成16年7月23日(金)までの消印のあるものに限り有効とする。)

4 その他

詳細については、健康福祉部保健業務課(電話023(630)2332)又は最寄りの保健所に問い合わせること。

		正		誤	
発行年月日	県公報 番号	ページ	行	誤	正
平成16.6.22	第1552号	781	8	管理規定	管理規程の

平成16年6月29日印刷
平成16年6月29日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21
印刷所 坂部印刷株式会社
印刷者 坂部 登
電話 山形(631)2057 (631)2056